

【安全は 無理せず焦らず 油断せず】・【高齢者 自信過剰は 事故のもと】

◆シルバー人材センター適正就業について

シルバー人材センターは、高齢者の生きがいの充実、健康維持や地域社会の維持・発展を目的としており、会員さんにも適正な就業のもと働いていただかなくてはなりません。当センターには安全・適正就業委員会があり、安全就業と適正就業の二本柱で活動しています。以下は全国シルバー人材センター事業協会がまとめたシルバー人材センターの「適正就業ガイドライン」より、特に適正就業について周知していただきたいものをご案内致します。

(1)シルバー人材センターが提供する業務、就業日数、就業時間について

シルバー人材センターが会員に提供する業務は、臨時的かつ短期的または軽易な業務であり、シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数と就業時間は、おおむね月 10 日以内、またはおおむね週 20 時間をこえない範囲となります。このためシルバー人材センターでの働き方は、現役世代の労働者などが1人で行う業務を、複数の高齢者が時間や日にちで分担して行う方法(ローテーション就業)が基本となります。

(2)シルバー人材センターで働く高齢者の就業形態(契約)について

- ①請負契約:会員が仕事の完成を目的とする業務。(清掃、駐輪場整理、カート整理、除草、植木の剪定、宛名書き、障子・ふすま張り等)
- ②委任契約:会員が仕事の完成ではなく仕事の実施を目的とし、発注者の指揮命令が必要ない業務。
- ③派遣契約:会員が発注者からの指揮命令のもと遂行する業務。(文書配布などの自動車運転等)
- ④職業紹介契約:③の派遣形態と同じ内容で且つ発注者が会員の勤怠管理もできる形態。

請負か委任で就業している会員さんがお客様(発注者)から常に指揮命令を受けながらお仕事をしていたとなると、表面上は請負・委任契約を装いながらも、実際は派遣・職業紹介形態の業務をしているとみなされます。これはいわゆる「偽装請負」という違反行為をしていると判断されてしまいます。上記の①②と③④は全く別物の契約(形態)とってください。もし会員さんご自身が、普段のシルバー人材センターのお仕事の中で、就業場所の店長や現場責任者などから、まるで従業員さん達のように常に指揮命令を受けながら仕事をしている、あるいは最初の契約時とは全く違うお仕事をお願いされている、などということがありましたら、当センターまでご一報ください。

(3)労働関係法令の適用と保険の加入について

会員が請負、委任の業務に従事する場合、会員は労働者とならないため、労働関係法令は適用されませんが会員が派遣、職業紹介の業務に従事する場合、会員は労働者となり、労働関係法令が適用されます。例えば会員が就業中に傷害を被った場合は、派遣・職業紹介は労災保険の給付を受けることとなりますが請負・委任は受けられません。その為当センターでは、シルバー人材センター総合保険という団体保険に加入するなどして対応に取り組んでおります。しかし団体保険は金額に上限あります。また全ての事故が保険の対象になるとは限りません。特に賠償責任事故は内容によっては、会員さんご自身が多額な支払いをしなくてははいけないこともあります。十分にお気を付けください。